

事業名		RS名	事業概要	論点	見直しの方向性	担当課室の意見
各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化			—	真に「こどもまんなか」な支援とする観点から、課題や悩みが複雑化する中で利用者が相談支援をスムーズに受けられるよう、様々な相談事業が縦割り化し、それぞれの事業において相談員設置等を支援している現状を改め、体制・予算措置も含め、「こども家庭センター」で一元的に対応できるように見直す。	関連事業について、新たな交付金創設も含め統合（既存事業はそのメニュー内で実施）。	（虐待防止対策課） 1. 包括的支援体制の整備に資する関連事業の統合に向けて 市町村におけるこども家庭分野の包括的支援体制の整備に資する関連事業の統合に向け、令和9年度予算概算要求において児童虐待防止対策等総合支援事業の市町村実施10事業を「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合することを検討し、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を推進する。 2. 包括的支援体制の強化に向けて こども家庭センターにおいて、住民に身近な複数の相談窓口や各専門分野の相談事業、訪問・居場所・預かり等の各種支援事業など、地域全体の相談・支援の体制を一元的に企画・管理し、各自治体の住民ニーズに漏れなく対応できる体制の整備・強化、それらの相談・支援を必要とする家庭が早期から着実につながる仕組みづくりを推進する。 令和9年度予算概算要求においては、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下で地域全体の包括的支援体制の整備・強化、地域における各種支援事業の利用支援の充実、関係機関・事業の協働の仕組みづくりなどを人口規模の異なる複数自治体で重点実施し、資源状況等の各自治体の特性に応じた包括的支援体制の最適な形や推進方策を整理・構築するモデル事業の実施を検討する。
1	妊娠・出産包括支援事業	母子保健医療対策総合支援事業	こども家庭センターの設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。			別途検討
2	産婦健康診査事業		地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。			別途検討
3	妊婦健康診査に係る多胎支援事業		多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。			別途検討
4	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業		被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保に係る費用について助成する			別途検討
5	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業		低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成する。			別途検討
6	性と健康の相談センター事業		成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す。			別途検討
7	1か月児及び5歳児健康診査事業		地域における1か月頃の乳児及び5歳頃の幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。			別途検討
8	妊婦訪問支援事業		若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。			別途検討
9	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかりまし経費支援		市町村が特別な配慮が必要な児に対して、訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合にかかる、通常の健診費用からのかかり増し経費について、補助を行う。			別途検討
10	利用者支援事業（こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）	（妊婦等型）妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	別途検討			
11	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。	別途検討			
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。	別途検討			

事業名		RS名	事業概要	論点		見直しの方向性	担当課室の意見
13	養育支援訪問事業	地域子ども・子育て支援に必要な経費	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。				別途検討
14	子どもを守る地域ネットワーク支援事業		要保護児童対策地域協議会の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図ること等により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努める。				別途検討
15	地域子育て支援拠点事業		少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。				別途検討
16	一時預かり事業（一般型等）		・一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 ・幼稚園型Ⅰ：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。 等				別途検討
17	子育て世帯訪問支援事業		家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。				別途検討
18	親子関係形成支援事業		こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う。				別途検討
19	児童育成支援拠点事業		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。				別途検討
20	産後ケア事業		出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。				別途検討
21	児童虐待防止対策研修事業		市町村の児童虐待の早期対応、早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。				実施主体となる地方公共団体が、福祉人材全体の確保等にかかる総合的な対策を実施しやすくするとともに、縦割りを排した効率的・効果的な事業の実施が可能となるよう、社会的養護や障害児支援などの他分野も含め、こども家庭福祉における人材の確保・定着・育成関連予算として、整理・統合することを検討。
22	医療的機能強化事業		市町村等で対応しきれない医学的判断等を必要とするケースに迅速かつ適切に対応するため、医師の配置や協力医療機関の指定により市町村や児童相談所の医療的機能の強化を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
23	市町村相談体制整備事業		児童相談所OB等を配置し、市町村における虐待対応の強化を図る。 また、要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関の職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応職員等を配置し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
24	未就園児等全戸訪問事業・アウトリーチ支援事業		乳幼児健診未受診者等の家庭を訪問し、養育環境や児童の状況の確認を行う。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
25	評価・検証委員会設置促進事業		死亡事例等の検証や第三者評価の受審により、必要な再発防止策の検討や組織運営等の質敵向上に取り組む。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討

事業名		RS名	事業概要	論点		見直しの方向性	担当課室の意見
26	支援対象児童等見守り強化事業	児童虐待防止対策等総合支援事業	支援ニーズの高いこどもや子育て家庭を対象に、アウトリーチによるこどもや家庭状況の把握、食事の提供等を実施することにより、こどもの見守り体制の強化を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
27	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業		国が構築等をおこなっているシステムと児童相談所独自システム間の連携を行い、現場職員の業務負担権限を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
28	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業		こども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得するための研修等受講料等を支援するとともに、資格取得者の賃上げ等を行うことで、資格取得を推進し、こども家庭福祉分野における人材の専門性の向上を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
29	児童相談所等業務効率化促進事業		相談対応におけるビデオ通話の活用、タブレット端末の活用によるこどもの情報のペーパーレス化などICT化を推進し、市町村や児童相談所の業務負担の権限を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
30	児童相談所等におけるICT化推進事業		相談対応におけるビデオ通話の活用、タブレット端末の活用によるこどもの情報のペーパーレス化などICT化を推進し、業務負担の権限を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
31	ヤングケアラー支援体制強化事業		ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間団体と連携して相談支援等を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置など、ヤングケアラーに対する支援体制の構築を図る。				令和９年度予算概算要求にて「市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）」に統合を検討
32	こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業	こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業	こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。				別途検討

各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化

母子保健医療対策総合支援事業

令和8年度予算 6億円（10億円） 【平成26年度創設】

事業の目的

- こども家庭センター（※）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

事業の概要

1. 市町村事業

- （1）産前・産後サポート事業（H26～）
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。
- （2）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）
産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。
- （3）こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）
こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

- ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）
連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。
①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

実施主体等

【実施主体】 1. 市町村 2. 都道府県 【補助率】 1／2

令和8年度予算 26億円（21億円）【平成29年度創設】

事業の目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

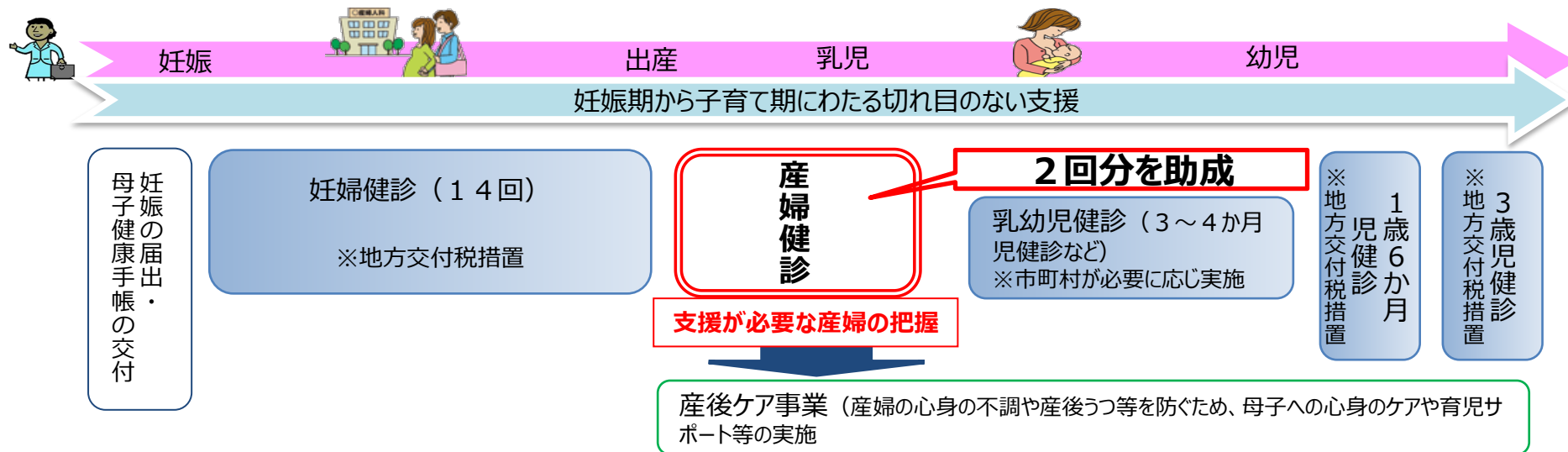
事業の概要

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内 容

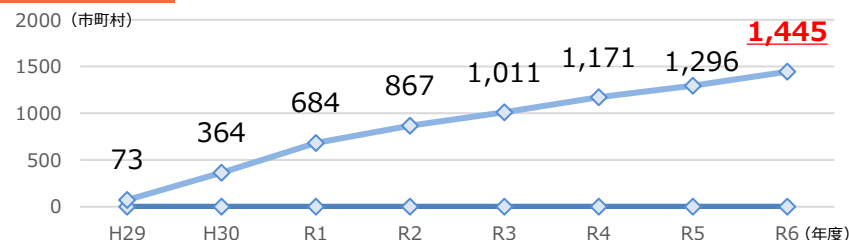
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価 : 1件あたり5,000円

事業実績



令和 8 年度予算 0.5 億円（0.7 億円）【令和 3 年度創設】

事業の目的

- 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常 1 4 回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

多胎を妊娠している妊婦

◆ 内 容

多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

◆ 実施自治体数

7 5 0 自治体

※令和 6 年度変更交付決定ベース

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価：1 件あたり 5,000 円 ※多胎妊婦 1 人当たり 5 回を限度

令和8年度予算 9百万円（17百万円）【平成28年度創設】

事業の目的

- 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保

事業の概要

◆ 対象者

次の災害により被災した妊産婦及び乳幼児等

- （１）令和２年７月豪雨 （２）令和６年能登半島地震

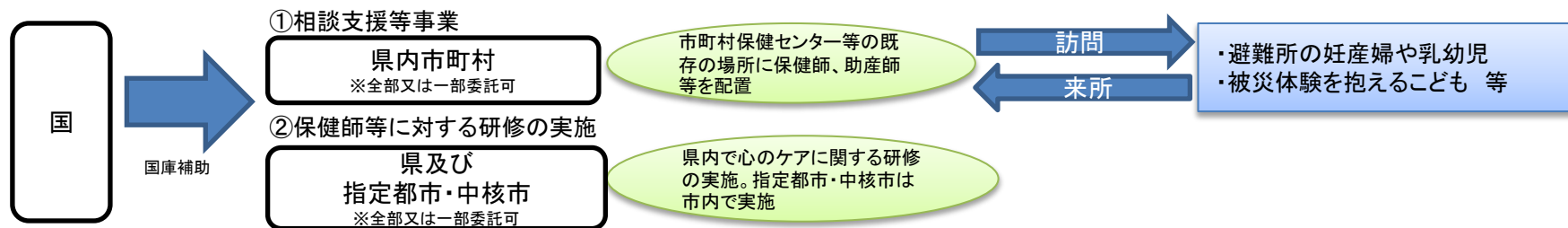
◆ 事業内容

① 相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

② 保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。



実施主体・補助率

◆ 実施主体

- ：（１）①令和２年７月豪雨により被害を受けた県内の市町村
 ②令和２年７月豪雨により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市
 （２）①令和６年能登半島地震により被害を受けた県内の市町村
 ②令和６年能登半島地震により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市

◆ 補助率

- ：（１）国 1／2 （２）国 3／4

事業の目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成する。なお、本事業については、伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

事業の概要

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

＜要件＞

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内 容

- (1) 初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

- (1) 本事業は、こども家庭センターの窓口業務として実施することとする。
- (2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度（各種子育て支援事業の利用料減免制度など）を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
- (3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じてサポートプランを策定し支援を実施すること。

◆ 実施自治体

5 6 7 市町村 ※令和 6 年度変更交付決定ベース

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2 ◆ 補助基準額：1 件あたり 10,000円

令和8年度予算 6億円（6億円）【令和4年度創設】

目 的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内 容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内 容（都道府県・指定都市・中核市においては、（※）の必須事業は全て実施すること。市町村事業（（3）及び（8））については、それぞれ単独で実施可能。）

【必須事業】

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）

【重点事業】

- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援

- （7）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）
- （8）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正～）
- （9）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）

【一般事業】

- （10）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正～）
- （11）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （12）若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （13）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （14）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （15）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

◆ 実施自治体数 96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和6年度変更交付決定ベース

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村 ※（7）及び（14）の実施主体は都道府県のみ、市町村は（3）及び（8）のみ実施可能

【補助率】

国 1／2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1／2

＜地方版プレコンセプションケア推進計画を策定し、プレコンサポーターの活用を位置付けている自治体であって、かつ、必須事業及び重点事業を全て実施した場合、必須事業及び重点事業の補助率を嵩上げ ※市町村はいずれかの事業を実施した場合でも補助率を嵩上げ、一般事業は嵩上げなし＞

○必須事業、重点事業：国 2／3、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1／3

（上記要件に加えて、財政力指数1未満の自治体を補助率嵩上げの対象とする。）

○一般事業：国 1／2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1／2

（注）「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで補助率の嵩上げを実施する

令和7年度補正予算 28億円【令和5年度補正創設】

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- （１）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- （２）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助基準額：① **6,000円**／人（原則として個別健診） ② **5,000円**／人（原則として集団健診）

令和8年度予算 0.6億円（1億円）【令和6年度創設】

※令和3年度補正予算より、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により実施していた事業について、母子保健医療対策総合支援事業の中の1事業に位置付け、引き続き実施するもの。

事業の目的

- 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内 容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、健診の受診を促すとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係者・関係機関と連携して、必要な支援につなげる。

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助基準額 : 1回あたり 9,550円
民間委託する場合 年額564,000円

令和8年度予算 0.5億円（0.5億円）

事業の目的

- 乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。たとえば、発達障害のため集団健診会場に行くことが困難な児や医療的ケア児などは、通常の集団健診（歯科健診を含む。）の受診が難しく、特別な配慮が必要な場合があると考えられる。
- そのため、乳幼児健診において、特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、市町村への支援を行う。

事業の概要

- 対象
市町村が集団健診を行っている乳幼児健診について、集団健診を行うことが困難な、特別な配慮が必要な児に対して個別に対応を行っている場合
- 内容
市町村が特別な配慮が必要な児に対して、訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合にかかる、通常の健診費用からのかかり増し経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】1/2 【補助基準額】1件あたり30,000円

各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化

地域子ども・子育て支援に必要な経費

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

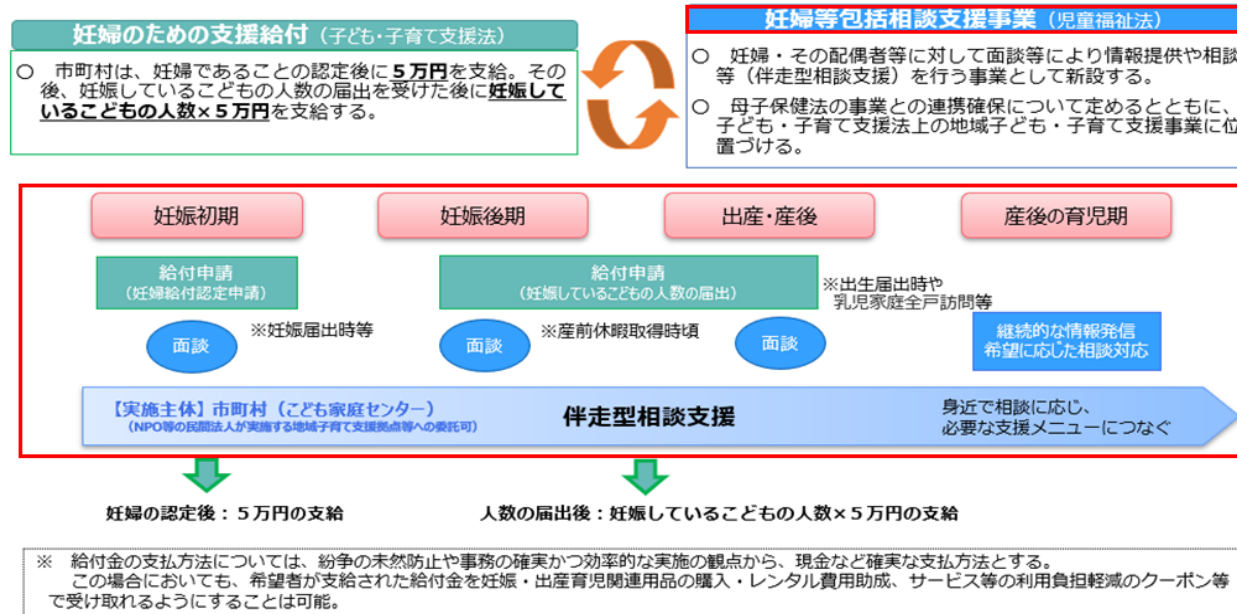
妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】

国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4

【補助基準額】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ① 700件以上 : 17,293千円
- ② 200件以上700件未満 : 10,847千円
- ③ 200件未満 : 9,092千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。
※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む) 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【主な令和8年度補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 10,700円(4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,540円(2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,500円(600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 7,281千円

2 開設準備経費(改修費等) 4,000千円

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

ア 夜間養護事業

(ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,360円(400円)

(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,360円(400円)

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,510円(1,000円)

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な令和8年度補助基準額】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,561千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
9,636千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
10,738千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
11,850千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,449千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,782千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,714千円
- ・ 特別支援対応加算1,184千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 464千円
- ・ 賃借料補助加算2,800千円

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
7,735	7,856	7,970	8,016	8,061

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度予算額 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- （1）一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- （2）余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- （3）幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- （4）幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- （5）居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和8年度補助基準額案】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

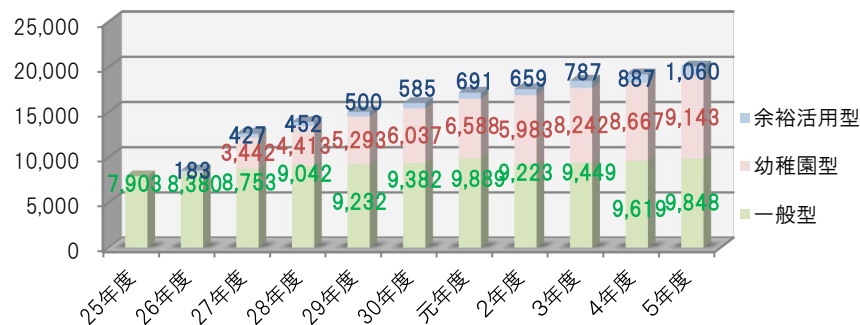
6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

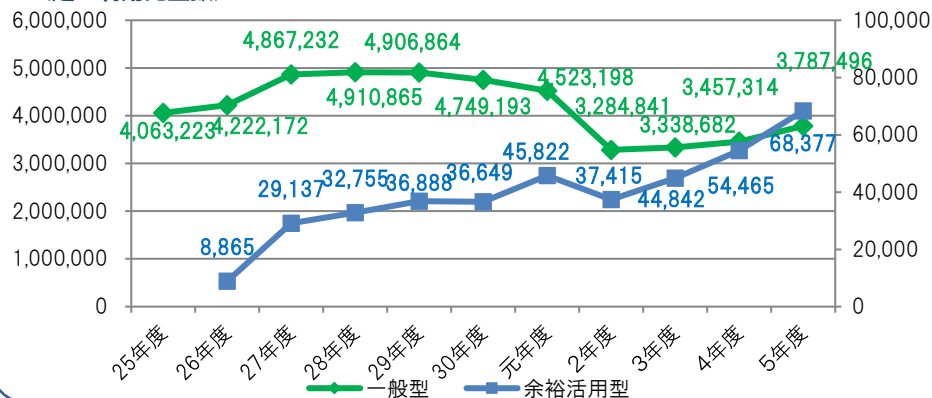
【実績】

◇ 【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施

＜実施か所数＞



＜延べ利用児童数＞



＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度予算 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

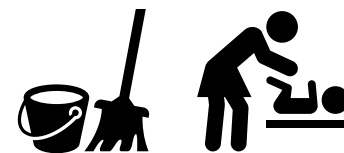
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）
 - 1時間当たり 1,650円
 - 1件当たり 1,000円
- 事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円
- 研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,650 円	1,000円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,320円、1件当たり800円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 990円、1件当たり600円

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度予算 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対 象 者】 次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補 助 率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）
 - 1講座（4回分） 93,120円
 - 講座内の実施回数が増える場合、23,280円ずつ加算（※）
 - ※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
- 親子関係形成支援プログラム資格習得支援
 - 1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,330 円
市町村民税非課税世帯	1,860 円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,400 円

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

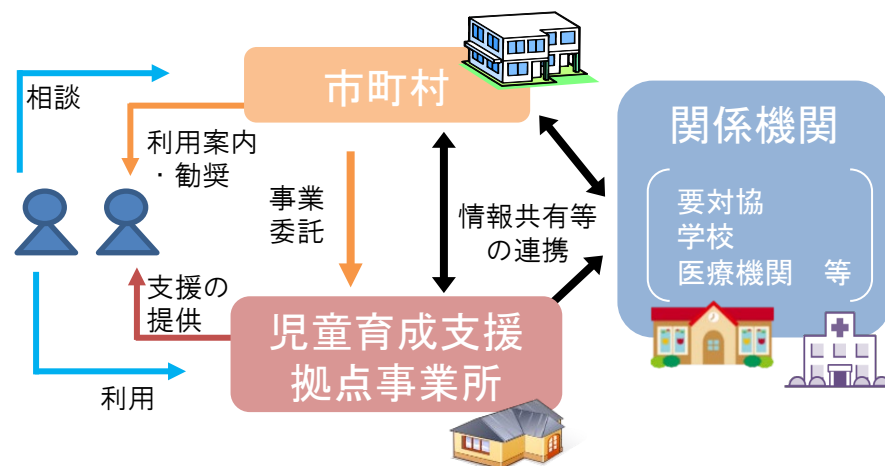
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	17,308千円（※）	○長時間開所加算		
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	（1）平日分	年間平均時間数1時間当たり	1,084千円（※）
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	（2）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	258千円（※）
○送迎加算	1事業所当たり	1,560千円（※）	○賃借料補助加算	1事業所当たり	3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円

令和8年度予算 77億円（66億円）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- （2）「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助基準額】

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,849,300円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,781,800円
- （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- （4）24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 3,080,600円
- （5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- （6）兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 182,900円
- （7）宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 256,700円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付金決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援
事業

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

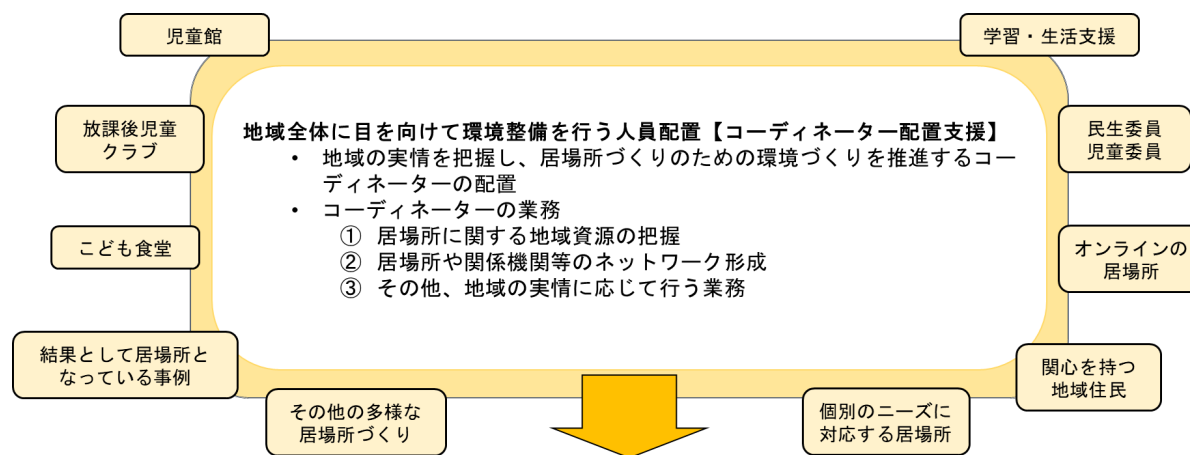
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現